

# 更生保護就労支援だより

## 兵庫県就労支援事業者機構



発行先 特定非営利活動法人  
兵庫県就労支援事業者機構  
〒651-0093  
神戸市中央区二宮 4-7-6 NSビル3階  
TEL 078-855-6252  
E-mail: [hssjk.center@gmail.com](mailto:hssjk.center@gmail.com)



兵庫県マスコット  
はばタン

### 更生保護就労支援の促進

#### 兵庫県産業労働部政策労働局労政福祉課

平素は、本県の産業労働行政の推進に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。また、保護司、協力雇用主をはじめ、関係者の皆さまには、日頃から刑務所出所者・保護観察対象者等の更生に向けた支援にご尽力いただいておりますことに心から敬意を表しますとともに、改めて感謝申し上げます。

さて、兵庫県では、更生支援と再犯防止対策に積極的に取り組むため、今年度から3年間を計画期間とする「再犯の防止等の推進に関する法律」に基づく「地方再犯防止推進計画」を平成30年度に策定しました。今後、これに基づき、総合的に取組を進めていくこととなります。中でも、無職者の再犯率が有職者の3倍に上ることや、再入所者の7割が再犯時に無職であることなどから、刑務所出所者・保護観察対象者等の就労や職場定着に向けた支援が特に重要であると考えています。

このため、兵庫県では、兵庫県就労支援事業者機構に対象者の定着支援を委託実施しているほか、対象者を雇用する事業主への補助や法務省のモデル事業を活用した民間企業への就職に向けた就職支援プログラムの実施などに取り組んでいます。新しい動きとしては、今年度からコレワークを通じて刑務所出所者等を雇い入れた事業主を補助の対象に加えるなど、社会情勢やニーズを踏まえた施策展開を図っているところです。

また、平成26年度から開催し、今年度も11月に開催した「更生保護就労支援シンポジウム」には多くの方にご参加いただき、広く皆さまと刑務所出所者・保護観察対象者等の就労支援の実態や支援制度について考える機会になったと思います。

今後も神戸保護観察所や兵庫県就労支援事業者機構などの関係団体と緊密に連携し、刑務所出所者・保護観察対象者等の就労促進、定着支援に努めていきたいと考えております。引き続き、皆さま方のご支援、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

#### 保護観察対象者等就労支援プログラム

県からの委託を受けた人材教育会社（ヒューマンアカデミー（株））が、保護観察対象者等を一定期間雇用（有給）し、就労に向けたビジネス基礎研修や職場体験を行い、対象者の就職活動を支援するプログラムです。

2～3月に後期課程を実施しますので、ご興味がおありの方はお問い合わせください。

#### 刑務所出所者等雇用導入促進事業

保護観察所又はコレワークを通じて刑務所出所者等を初めて雇い入れた事業主に対して、最大4ヶ月間の人件費・研修費の補助を行っています。雇用を予定されている事業主の方は、お問い合わせください。

【お問い合わせ】兵庫県産業労働部労政福祉課  
TEL: 078-362-9168

## 協力雇用主の実情とニーズ

就労の拡大をはかっていく為に直近の就労支援だよりの第2面で、「就労支援対象者の就労の世話の促進」や「就労希望の変化」などを取り上げて参りました。(22号「就労支援～再犯のない社会へ～」、23号「変化してきた就労支援対象者の希望職種」)

この号では、就労支援の最終段階をになう協力雇用主に対するアンケート調査結果(法務省保護局平成31年3月)の一部をご紹介します。

※詳細は、法務省ホームページでご覧いただけます。(平成31年・令和元年3月のプレスリリース)

参考 HP アドレス : [http://www.moj.go.jp/hogo1/soumu/hogo11\\_00005.html](http://www.moj.go.jp/hogo1/soumu/hogo11_00005.html)

- (1) 協力雇用主登録のきっかけ (回答総数603) (2) 雇用をし易くする為に保護観察所等に望むこと (回答総数603)

質問項目	構成比%
犯罪者や非行少年の立ち直りに貢献したい	40.1
保護司から誘われて	27.9
人手が必要だから	23.1
他の協力者から誘われて	19.7

質問項目	構成比%
観察所からの積極的な雇用依頼	42.3
前歴開示での就労することに対する本人への指導	37.5
本人に対して生活指導の強化	36.8
本人に対して社会常識、マナー	36.8

- (3) 協力雇用主に対する支援 (回答総数208) (4) 奨励金制度について (回答総数186)

質問項目	構成比%
経済的支援の充実	61.5
雇用後の観察官、保護司等による訪問機会の充実	38.5
公共工事等に対する優遇措置	34.6
税制面での優遇	30.8

質問項目	構成比%
経済的負担の軽減	75.3
保護観察所との接触の機会増で安心	44.6
従業員の理解が深まった	15.6
担当保護司による相談対応や会社訪問	14.5

- (5) 雇用した人の勤務期間 (回答総数377) (6) 就労時発生した問題 (回答総数189)

質問項目	構成比%
2週間超～1ヶ月以内	4.0
1ヶ月超～3ヶ月以内	14.9
3ヶ月超～6ヶ月以内	20.7
9ヶ月超～1年以内	19.6
1年超～3年以内	17.0

質問項目	構成比%
無断欠勤等勤務態度の問題	53.4
遅刻等時間にルーズ	34.9
意欲の乏しさ	34.9
同僚との円滑な人間関係が築けない	34.4

※複数回答可の項目⇒(1)、(2)、(3)、(4)、(6)

構成比=回答数/回答総数×100

### 【アンケートの結果から】

- ① 雇用する気持ちは強く、社会貢献に対する努力は十分に伺えるが、雇用依頼がなく雇用する対象者がいない。
- ② 助成金制度は役立っている。経済的支援はありがたく、充実を望む。
- ③ 長期雇用に努力しているが、勤続期間は短い。無断欠勤や遅刻をはじめ就労上の問題は存在するが、解決すると勤続期間の延長につながる。

### 【今後に向けて】

対象者の長期勤務実現には、矯正施設等に始まり、様々な部門の方々の手を経ます。私どもは、その中の一部をになっています。各部門でのしっかりとした日常対応が重要ですが、部門間の連携が、より効果を発揮します。

すべての関係者が、ワンチームとなり取り組むことが出来ればと思っておりますので、ご協力のほどよろしくお願い致します。

## 更なる就労支援をめざして



兵庫県就労支援事業者機構 就労支援員 東 洋

平成30年4月から就労支援事業者機構尼崎分室において、就労支援員としての業務である、①就職活動支援業務、②職場定着支援業務、③雇用基盤整備業務に携わって参りました。まだ2年には満たない期間ではありますが、これまでに20数名の就労支援対象者（以下「対象者」と言う。）との対応と、30社余りの協力雇用主の方々との出会いが有り、就労支援員に就いていなければ知り得る事が無く、とても貴重な良い体験となっています。

先ず、①就職活動支援ですが、刑務所や拘置所、少年院の矯正施設内、また、仮出所や仮退院当日、対象者との面接を行い、本人が就労支援を望めば前歴の開示を前提に「就労支援同意書」に記名、押印を求め、その後、観察所からの「支援対象者選定通知書」を受けて就職活動支援が始まります。ただ、対象者の自己本位と言え言過ぎかも知れませんが、我が儘な人たちが少なくありません。例を挙げれば労働時間や職種にこだわる、通勤手段、宿舍の要望等様々です。阪神地域の特性であると思われませんが、対象者本人の友人や知人の伝手、あるいは自分自身での就職活動によって、前歴非開示の仕事に就くことが多く見られ、尼崎分室で関わった協力雇用主として登録されている企業等への就労は、ほんの数名であり、また、就労に至らなかった対象者の中には再犯により拘束された事案もあります。

次に、②職場定着支援は、対象者が前歴開示により、協力雇用主である企業等へ就労した場合は、一定期間、雇用主さんへの対象者の勤務状況や生活態度の確認、指導・援助の依頼を行うとともに、対象者本人に対しては、体調や仕事に関する問い掛け、生活状況の聴き取りとともに、仕事が長続きするように励ましてきました。非開示で就労した対象者の中には、自身で就職活動を行い、派遣従業員として採用され、私どもの定着支援が終了したのちも仕事を続け、その後、本人から「正社員になり、近いうちに結婚します。」と報告を受けた嬉しい事例もありました。

次いで、③雇用基盤整備は、新規雇用主開拓業務を行っています。対象者の雇用拡大のためにも、協力雇用主の増加が望まれています。ただ、現在登録されている約半数以上が建設関係の企業であるので、業種の多様性が望まれているところです。

これまで就労支援員として活動してきましたが、求人側、求職側双方の要望をかなえる職種がマッチングしないことが多々見受けられ、求人に苦慮されている雇用主さんが少なくないことも十分承知はしており、雇用をすることへの熱意にお応えできていない実状に苦慮しております。

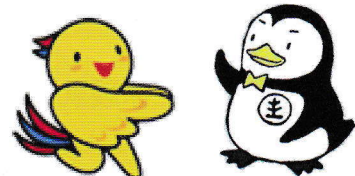
支援対象者である本人自身の努力により働くことに生きがいを感じ、社会の一員として安定した生活がしていける様に、就労支援員として寄り添い、援助をして行くことで、再犯防止につなげられる様に心がけていきたいと思っています。

### 就労支援の主役は、協力雇用主！

(多様な職種の方のご参加をお待ちしています)

- 支援対象者の前歴にこだわらず、一般の労働者と待遇面で差別をすることなく積極的に雇用するなどして、更生保護事業に協力していただく民間篤志事業家。事業所の所在地を管轄する保護観察所に登録していただいています。
- 今すぐ雇用できない事業所も登録可能です。

神戸保護観察所 就労支援担当 (佐藤・渡部・清瀬)  
TEL : 078-351-4004



## 『矯正施設見学会』実施

神戸刑務所のご協力のもと2019年10月23日(水)13時から、主催：兵庫県就労支援事業者機構、協賛：神戸保護観察所で開催いたしました。協力雇用主10社(13名)をはじめ、神戸保護観察所、兵庫県、コレワーク西日本、明石公共職業安定所から総勢26名が参加しました。

保護観察者等の就労への理解を深め雇用促進を図ることを目的として当該矯正施設の概要説明並びに職業訓練状況の見学、コレワーク西日本、兵庫県から就労支援の取組紹介、最後に意見交換会を行いました。

意見交換会では忌憚のない意見が出ました。

例えば、「協力雇用主が施設面接を行い内定通知を出しているにもかかわらず、本人が仮釈放を欲しくて本音を言わないが為か、実際には当該雇用主の元へは来ない場合が多い」との質問に対し、「就労支援の職員が事前に施設面接を実施し、彼らの本音や人物を観察し、採用判断の基準にしている」と就労支援事業者機構から回答がされました。



## 「更生保護就労支援シンポジウム」開催される

2019年11月11日(月)兵庫県民会館11階「パルテホール」において、刑務所等出所者等の就労促進について理解を深める目的で、「更生保護就労支援シンポジウム」が兵庫県と神戸保護観察所の主催で開催され、2014年から毎年開催され今回で6回目を迎え、出所者等を雇う県内各地の協力雇用主や保護司など約150人が参加しました。

第一部の基調講演は、協力雇用主の株式会社平井料理システム 代表取締役 平井利彦氏に「仕事を長続きさせるためには」のテーマでご自身の体験談や雇用の考え方を披露いただきました。

①本人達の大半は、社会生活に不安を感じている弱い存在であり、独特の考え方を有している。

②雇用すると些細なことで退職していくが、決して止めない。退職の最終勤務時に良い印象を持たせる様配慮する。再入社希望者は、大歓迎する。8回入退職を繰り返した者も居るが、幹部になって店を支えてくれている。

第二部のパネルディスカッションは、「続ける努力・支える力」をテーマにコーディネーター 生駒貴弘 神戸保護観察所所長、パネリストに(株)平井料理システム代表取締役 平井利彦氏、播磨社会復帰促進センターOSS サービス(株)社会復帰促進部 古川直美氏、中央区保護司会 理事 園田躬代氏、兵庫県就労支援事業者機構 就労支援員 中西勝で意見交換を行いました。

異なる立場のメンバーが、それぞれの体験を通して保護観察者等の考え方、特徴、退職の原因や対策等を紹介しました。

平井氏が対象者の心情や本音を披露されたこともあり、勤務を長続きさせる為の方策を考える際には、自分達の考えではなく、彼らの心を考えることの大切さを知らされました。

参加いただきました皆様にも実情が伝わったと確信しております。



この広報誌「更生保護就労支援だより」は兵庫県からの委託事業により作成されています。

